

消費税引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げられ、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

当町の令和2年度予算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 75,866 千円
 (歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,295,963 千円

【歳出内訳】 (単位:千円)

事業名	令和2年度当初予算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国道支出金	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他	
社会福祉	社会福祉施設経費	4,834			124	504	4,206
	ぬくもりセンター施設経費	71,780			21,583	5,368	44,829
	ひとり親家庭等医療経費	6,052	1,506		1	486	4,059
	子ども医療経費	20,263	3,689		1	1,772	14,801
	重度心身しょうがい者医療経費	14,730	6,354		1,647	720	6,009
	高齢者福祉経費	194,594	28,245		839	17,701	147,809
	高齢者福祉施設経費	30,265			13,680	1,774	14,811
	介護支援経費	165,653	11,071		1,200	16,404	136,978
	しょうがい者福祉経費	276,982	205,597			7,635	63,750
	児童福祉総務経費	4,714	2,060		2,039	66	549
	保育所運営経費	1,410			30	148	1,232
	子育て支援経費	45,970	10,844			3,757	31,369
	認定子ども園運営経費	278,994	172,216			11,420	95,358
	児童手当経費	82,922	66,750			1,730	14,442
	母子保健経費	24,683	635		208	2,550	21,290
小計	1,223,846	508,967		41,352	72,033	601,494	
保健衛生	地域保健経費	36,081	987		31,061	431	3,602
	予防経費	34,625	1,192		3,034	3,251	27,148
	保健センター管理経費	1,411				151	1,260
	小計	72,117	2,179		34,095	3,833	32,010
合計	1,295,963	511,146		75,447	75,866	633,504	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。